

事務局規程

(総則)

第1条 一般財団法人上田市スポーツ協会定款第48条の規定に基づき、一般財団法人上田市スポーツ協会事務局（以下「事務局」という。）の事務処理および職員の服務・給与等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 事務局に次の職員をおき会長が任命または委嘱する。

事務局長		1名
主査		若干名
主任		若干名
主事		若干名
嘱託		若干名
臨時		若干名

(職務)

第3条 事務局長は、局務を掌理する。主査、主任は、事務局長を補佐し、局務を処理する。主事は、局務を分担し、処理する。嘱託職員及び臨時職員は、事務局長の命を受け局務に従事する。

(会計)

第4条 事務局の会計処理は、財務状態および運営実績に関する会計事実を、決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示しなければならない。

(旅費)

第5条 役員および事務局職員の旅費は、会長が別に定める旅費規程による。

(服務)

第6条 事務局職員の服務は、上田市の一般職の職員の例によるものとする。

(給与)

第7条 事務局職員の給与は、会長が別に定める職員給与に関する規程による。

附 則

この規程は、昭和57年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 13 日理事会決議）

この規程は、平成25年 4 月 1 日（一般財団法人上田市体育協会の設立登記の日）から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 日理事会決議）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 28 日から施行する。